

2. 所得要件①に該当し、養育要件のエ・カのいずれかに該当する方→申請不要です  
新規または増額の申請後、令和3年4月分の児童手当、または特別児童扶養手当を支給している口座へ振り込みます。
3. 所得要件①に該当し、養育要件のイ・オ・キのいずれかに該当する方  
→申請が必要となりますので、下記窓口にて申請手続きをお願いします。  
・申請先 健康福祉課福祉グループまたは住民サービス課住民サービスグループ  
・必要書類 申請者の本人確認書類の写し（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード等）、受取口座を確認できる通帳やキャッシュカードの写し
4. 所得要件②に該当し、養育要件ア～キのいずれかに該当する方  
→申請が必要となりますので、下記窓口にて申請手続きをお願いします。  
・申請先 健康福祉課福祉グループまたは住民サービス課住民サービスグループ  
・必要書類 申請者の本人確認書類の写し（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード等）、受取口座を確認できる通帳やキャッシュカードの写し、収入がわかる給与明細書、年金受給者の方は年金振込通知書等

※所得要件②の該当基準

申請者および配偶者等の収入の高い方について、令和3年1月以降の任意のひと月分の収入（給与収入、事業収入、不動産収入、年金収入のうち、収入があったもの全て）を12倍した額を年間収入見込み額とし、下表の町民税非課税相当限度額における収入限度額以内かどうかを判定します。収入見込み額が収入限度額以上であった場合、所得限度額以内かどうかを判定します。

【町民税非課税相当限度額算定表】

世帯の人数	家族構成の例	収入限度額	月額が目安 (総支給)	所得限度額
2人	父(母) + 子1人	1,378,000円	114,800円以内	828,000円
3人	父母 + 子1人	1,680,000円	140,000円以内	1,108,000円
4人	父母 + 子2人	2,097,000円	174,700円以内	1,388,000円
5人	父母 + 子3人	2,497,000円	208,000円以内	1,668,000円
6人	父母 + 子4人	2,897,000円	241,400円以内	1,948,000円
7人	父母 + 子5人	3,297,000円	274,700円以内	2,228,000円
8人	父母 + 子6人	3,685,000円	307,000円以内	2,508,000円
9人	父母 + 子7人	4,035,000円	336,200円以内	2,788,000円
10人	父母 + 子8人	4,385,000円	365,400円以内	3,068,000円

申請期間 令和4年2月28日(月)まで

問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎② 7071